

## 福祉教育常任委員会

平成23年6月16日(木曜日)午前10時開会

### 出席委員(7名)

委員 長	伊藤 豊美 君	副委員 長	櫻田 貴久 君
委員	鈴木 伸彦 君	委員	平山 武 君
委員	早乙女 順子 君	委員	君島 一郎 君
委員	吉成 伸一 君		

### 欠席委員(なし)

### 紹介議員(なし)

### 説明のための出席者

保健福祉部長	山 治 美 君	参事兼 福祉事務所長	玉 木 宇 志 君
社会福祉課長	阿久津 誠 君	社会福祉課長 補 佐	大 武 利 幸 君
社会福祉係長	石 塚 昌 章 君	障害福祉係長	増 淵 剛 君
保護係長	薄 井 信 一 君	子ども課長	荻 原 伯 巳 君
子ども課長 補 佐	阿 美 享 子 君	保育係長	渡 辺 直 次 郎 君
子育て相談 センター	岡 田 愛 子 君	高齢福祉課長	人 見 春 夫 君
高齢福祉課長 補 佐	塩 水 香 代 子 君	高齢福祉係長	高 塩 浩 幸 君
介護認定係長	川 嶋 寿 美 子 君	保健課長	八 木 澤 秀 君
保健課長補佐	橋 本 悟 君	保険事業係長	高 橋 孝 子 君
医療給付係長	君 島 一 宏 君	国民年金係長	鎚 木 寛 子 君
黒磯保健 センター所長	中 川 利 夫 君	市民健康係長	行 田 政 夫 君
健康増進担当 副 主 幹	金 井 美 千 代 君	市民課長	高 久 清 一 君
市民課長補佐	沼 野 井 孝 子 君	市民係長	戸 山 み どり 君
教育部長	平 山 照 夫 君	教育総務課長	山 崎 稔 君
教育総務課長 補 佐	稲 見 一 志 君	教育総務課 学校整備 推進室長	中 村 誠 君
参事兼 学校教育課長	菊 池 紀 男 君	学校教育課長 補 佐	人 見 寛 敏 君

生涯学習課長	阿 美	豊 君	生涯学習課長 補 佐	小 泉 信 三 君
スポーツ振興 課 長	鮎ヶ瀬 和 雄 君		スポーツ振興 課 長 補 佐	矢 部 敏 詔 君

出席議会事務局職員

議事課長補佐 稲 見 一 美 君

議事日程

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項
  - 〔保健福祉部〕
    - ・保健福祉部長あいさつ
  - 〔社会福祉課〕
  - 〔子ども課〕
  - 〔高齢福祉課〕
    - 議案第31号 那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正について
    - 議案第29号 那須塩原市一般会計補正予算(第3号)
  - 〔保健課〕
    - 議案第29号 那須塩原市一般会計補正予算(第3号)
  - 〔市民課〕
  - 〔教育委員会事務局教育部〕
    - ・教育部長あいさつ
  - 〔学校教育課〕
  - 〔生涯学習課〕
  - 〔スポーツ振興課〕
  - 〔教育総務課〕
4. その他
5. 閉 会

開会 午前 9時59分

#### 開会及び開議の宣告

伊藤委員長 皆さん、おはようございます。6月定例会の常任委員会にご出席いただき、ありがとうございます。4月定期異動によりまして、たくさんの職員が異動されました。職員の皆様には、ご足労をおかけいたしますが、部課長から職員紹介、あるいは自己紹介をお願いいたしまして、今後の常任委員会の円滑な進行のためにご協力をお願いいたします。また、各委員には、慎重な上にも活発な審査をお願いしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますよう、重ねてお願いいたします。

#### 保健福祉部社会福祉課の審査

午前 9時59分

伊藤委員長 ただ今から、福祉教育常任委員会を開会いたします。今定例会で、当常任委員会に付託された案件は、条例案1件、補正予算案1件の計2件でございます。

審査の日程はお手元に配布の次第のとおりいたします。

それでは、これより保健福祉部の審査を始めます。

審査に先立ち、長山保健福祉部長からごあいさつをいただきます。

長山保健福祉部長 (挨拶。)

伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、着座のままでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、着座のまま進行させていただきたいと思います。

#### 職員紹介

伊藤委員長 社会福祉課の皆さんがお見えなので、職員の紹介をお願いいたします。

(出席説明員紹介。)

伊藤委員長 ありがとうございます。

〔その他〕

伊藤委員長 それでは、次第にはございませんが、社会福祉課から、その他で何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、社会福祉課の皆さん、お疲れさまでした。

それでは、その他で委員のほうからもよろしくお願います。

早乙女委員。

早乙女委員 社会福祉課関連で、先ほど地域福祉計画初め、策定しなきゃならない計画があるということでしたので、今年度、DV支援計画も立てなきゃならないし、何をしなきゃならない中に、災害救助の担当もそこになっているかと思うので、福祉事務所長は、かつてそれと同じことを経験した人が来ていますので、すごく困難な状況の中、計画を幾つ立てなきゃならないのか。どこの係で何と何を立てなきゃならないのか。その計画を何年間で立てなきゃならないものなのか。延ばしても 延ばしたことがあるものですから、かつて延ばすことができるのか、できないのか。その辺ちょっと、今後の審議で一緒につくり上げていくつもりでありますので、ちょっと計画名と策定の段取りというか、そこだけ聞かせてもらえないですか。

伊藤委員長 答弁を求めます。

はい。

阿久津社会福祉課長 今年度、社会福祉課で策定  
します業務は、今、委員からお話がありました、  
配偶者からの暴力防止等人権対策基本計画。これ  
単年度で計画をしております。

また……。

早乙女委員 それは社会福祉係になるの。

阿久津社会福祉課長 社会福祉係、ごめんなさい。  
社会福祉係担当です。

続きまして、同じく社会福祉係担当で、地域福  
祉計画。こちらも本年度策定予定でございます。

また、障害福祉係で、障害者計画と障害福祉計  
画というのを今年度で策定の予定でございます。  
都合4件の策定を予定してございます。

以上です。

伊藤委員長 その他ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、社会福祉課の皆様、ご苦  
労さまでした。

ここで、執行部交代のため暫時休憩をいたしま  
す。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を  
開きます。

それでは、子ども課の皆様がお見えになりまし  
た。

付託案件がございませんので、職員の紹介をお  
願いたします。

(出席説明員紹介。)

伊藤委員長 ありがとうございます。

〔その他〕

伊藤委員長 次第にはございませんが、子ども課

から、その他で何かございませんか。

荻原子ども課長 特にございません。

伊藤委員長 それでは、委員の皆様何かございま  
すか。

早乙女委員。

早乙女委員 保育園の、この間の一般質問とかの  
やりとりのところで、学校のプールを使うという  
ことを、とりあえず子どもには掃除をさせないの  
で、大丈夫なので、使うということだったと思い  
ますけれども、保育園のほうとしては、どのよう  
にするのか。

それで、その大丈夫だという根拠になる判断を  
示された方が、自治医大のR Iセンターの菊地透  
管理主任という方がおっしゃったということが新  
聞に出ているんですけども、その方が講演会を  
行ったという記事が、今、手元にどこにあるかな  
と思って、探そうとしていたんですけども、  
100msV / y以下は影響がないんだという。要する  
に、よく言葉で言われている閾値がないという論  
調の先生なんですね。閾値がないということはない  
というのが、国際的な一般の考え方になってい  
るんですけども、相変わらず日本の中の先生方  
の中には、閾値があると。100msV / y以下は放射  
線が蓄積していかないんだと。影響がないという  
ようなことをおっしゃる方がいまだにいるです  
ね。世界ではもう閾値はないと言われて、低線量  
の影響はあるんだということが、世界では一般常  
識なのに、日本だけがそうでない方がいらっしや  
っていて、どうもこの先生は、それを取り入れて  
いるということが、きのうの新聞だったかな、私  
切り抜いてきたはずだったんですけども、ない  
ので、とりあえず低線量の汚染であっても、小さ  
い子は、大人から3、4倍の感受性が強くて、影  
響があるし、もちろん小さいですから、がん化す  
るという年代まで、私たちはもうあと何年生きる

かという年だからいいんですけども、子どもたちって、あと何十年生きるから、それまでのがん化していくという。DNAを傷つけてがん化するという可能性があるんで、小さい子は特に避けてほしいなということなんで、もう一度、プール周りとかも結構高いので、特に保育園なんかだったら、組み立て式のプールを外に出してやってくれている分には、水道水だからいいんですけども、外にあるプールも、周り結構高い値の部分のところで、あとコンクリートは洗浄しても、中に目詰まりしちゃっているんで、ある程度の時間、そこにべたっと座りますので、十分に配慮して、小さい子の場合、やっぱり体の臓器がつくられていく年代という子どもたちは、特に気をつけなきゃいけないので、神経質だと言われる方もいるかもしれないけれど、後で取り越し苦労だったよねと言われたほうがいい。子ども課の場合、放射線のヨウ素が高かった時期、空中線量が高かった時期、外遊びはすぐに控えるようにということの通達を出してくださったので、子どもたちが割と無防備に外で遊んでいるということ、3月の15日以降のところでは避けられていたので、割とそこら辺の対応は感謝しているんで、ぜひもう1回、このプールの部分のところは十分に、根拠にした、一般質問のときに言われた先生が、その自治医大のRIセンターの菊地透さんだったと思うので、もう一度、この人の考え方でいいのかどうかということを確認をしていただきたいなというふうに思いますので、小学校よりも保育園、保育園の中でもゼロ歳児とかということで、危険の度合いはどんどん高まっていくので、1万人に1人の確率が1,000人に1人になる。1万人だって、宝くじに当たるよりずっと高い確率ですので、当たってしまえば我が子1人ですから、100%被害を受けてしまう、私の子がということになりますので、少

しでも危険を避けていただくことを、慎重にもう一度、特に保育園なんかは考えていただきたいなというふうに思いますので、お願いします。

伊藤委員長 答弁を求める前に、今の早乙女委員のお話の中で、閾値という話がありましたが、これの説明をお願いします。

早乙女委員 いつも「直ちに健康に影響がない」という言い方をしますよね。それって毒物でいえば、急性毒性なんですね。要するに、そのものを受けると半致死量とかっていう言い方をして、半分の人が亡くなってしまう確率とかね。毒物だったらね。それを100msV/y以上は直ちに影響がある数値ということで、それ以下の低線量のもの、そのラインを閾値という言葉で使っているんですね。

伊藤委員長 皆さん、今の話わかりますか。

早乙女委員 新聞で最近、閾値、閾値って出てきているから。

鈴木委員 早乙女委員の使っている言葉の閾値という意味に対して、伊藤委員長が、どういうことかと言ったことだと思うんですよ。早乙女委員がおっしゃった閾値というのは、スタンダード的にはっきりこれは危険とか、これが危険じゃないという、1,000ミリとか20ミリとか1ミリということがはっきりしないという閾値をおっしゃっているんでしょう。

早乙女委員 100msV/yを閾値という……。

鈴木委員 そうじゃなくて、その言葉自体が、そういう閾値ということでしょう。基準というふうに言いかえたらいいんじゃないですか。

早乙女委員 基準じゃなくて、基準というのはみんなそれぞれに違うでしょう。だけど……。後で。

何となくニュアンスわかりませんか。

伊藤委員長 漢字でどう書くんです。

早乙女委員 ひらがなで「しきい値」って使う……。  
鈴木委員 仕切る位置というふうに使えばいいんじゃないかと思うんです。

はっきり明快な基準というのがないんじゃないかと私は受け取っているんですよ。

伊藤委員長 鈴木議員、よろしいですか。

これ……。

早乙女委員 いいです。お願いをしておくというだけで、何かがなければ……。

伊藤委員長 課長、お願いします。

荻原子ども課長 実は先日、公立の園長会議がありまして、これからプール遊びするということで、基本的には公立保育園の、民間にもお願いしていますけれども、プール遊びするときには、その都度毎回水を入れかえて遊ぶことというようなことで指示していきましてやっていますので、水道水質のほうは安全だということが確認されていますから、水そのもので害を与えるものではないというふうに判断しております。

なおかつ、今、早乙女委員からもお話あったように、プールの周りですね。そういったところが高いところもあると。まだ具体的に線量はかかっていないので、わからないということもありますけれども、一般にそういうふうな言われ方をしておりますので、年中、年長組については、部屋からプールに行くまでにビーチサンダルのようなものを用意していただいて、保護者に。普通の靴とは別に履物用意してもらおう。

それから、空中線量の被ばくを少しでも減らすために、Tシャツを着たままプール遊びさせるだとか、そんなふうな対応をするようにというようなことで指針をいたしました。

それから、年少組、乳児組については、簡易のビニールプールみたいなものを園庭に置いて、そこで遊ぶことにしています。その周り、土の状態

になるものですから、マットとか、ビニールシートだとちょっと滑るものですから、滑らないようなマットを敷いて、直接地面に肌が触れないような、そんな配慮をしながらプール遊びをしてくださいというようなことで、公立保育園の園長会議では指示してあります。

月曜日、民間の園長会議があるものですから、やはり同じようにそういった配慮をしていただくように要請する考えであります。

以上です。

伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、その他で委員の方、何かございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 それでは、子ども課の皆さん、お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩をいたします。

どうもご苦労さまでした。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査の前に、高齢福祉課の職員のご紹介をお願いいたします。

（出席説明員紹介。）

伊藤委員長 ありがとうございます。

議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、議案第31号 那須塩原市

敬老祝い金条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

人見高齢福祉課長（議案31号について説明。）

伊藤委員長 ありがとうございます。

今、説明が終わりました。

質疑、ご意見はございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 私は結論から言うと、いいのかなと思っていますけれども、それに当たっての事前の関係する高齢者とか、そういった相談とか、話というのは十分伺っているんだと思うんですが、そこだけちょっとお話を聞かせていただければと思います。

伊藤委員長 答弁をお願いします。

課長。

人見高齢福祉課長 高齢者の意見というものではなくて、昨年度、高齢者福祉事業の懇談会の中でご意見をお伺いしまして、それに基づきまして改正、見直しについて検討したものでございます。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ありがとうございます。

特にそれについて、もうちょっと長くやってくれとかいう話と、それからもう、やむを得ないだろうというような意見があったんじゃないかと思うんですが、その二つね。その部分だけちょっと聞かせていただいて、私の最後の質問に。

伊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

人見高齢福祉課長 懇談会におきましては、私どものほうで、社会情勢の変化と申しますか、平均寿命が、女性が86.44歳、それから男性では79.59歳、合計で大体83歳ということになっておるところでございまして、そういった状態の中で、高齢

福祉事業、必要な人に必要なサービスを継続的に実施していきたいということに基づきまして、高齢福祉事業を再構築していくということで、懇談会に対応を始めたところでございます。そういった中で、私どものほうで現状を説明しまして、ご意見をいただいた。それから、その意見に基づきまして素案をつくりまして、さらにご意見をいただいたという形で進めてまいりました。

その中で、敬老祝い金出てきたのは、これから高齢者がどんどんふえていくと、このまま続けていくのかどうかという提言もございました。

また、77歳、88歳、というのは節目の年であるので、なくしてほしくないという意見もございました。

それから、金額を見直すとか、年齢を少し見直すとか、そういったことをしたほうがいいのではないかという意見もございました。そちらの素案つくる前の意見でございました。

それに対しまして、こういった意見も参考にいたしまして、素案に対しての意見でございますけれども、やはり祝い金ということで、長寿を祝うという目的でございますので、その中で、平均寿命以下の方に支給するのはどうかという意見もございました。ほかの事業を充実していく、そういった必要なところに必要なサービスを実施する。そういう目的であれば、素案のとおりでいいのではないかとということで、素案に出してからの意見の中では、すべての意見でございますけれども、ほかのところに行くのであればやむを得ないという意見であったということでございます。

以上でございます。

伊藤委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 敬老祝い金の件で、77歳、質疑の中で

出ておりましたけれども、対象者が900人を超える方。それから、実際の予算額としては3,000万弱というようなお話だったわけですね。全体として7,000万弱ぐらいの祝い金が予算化されていると思うんですが、88歳、100歳についてはどのぐらいになるのか。

あと、今、鈴木委員の質問に対して、課長のほうからご説明ありましたけれども、実際新年度予算組む段階で出ているわけですよ。組まれているわけですね。今回こういう形で出てきているわけです。そうすると、3月の時点で審議中だったということもあるのかもしれませんが、急げばその段階でも判断ができたんじゃないかなというふうな、単純な考えとしては思うんですが、その辺をお聞かせください。

伊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

人見高齢福祉課長 最初にご説明申し上げたとおりでございますが、実施につきましては、24年度から実施ということを考えておまして、一応私どものほうで、第5期の高齢者福祉計画を、この限度が24年度から26年度ということがございまして、私が言う計画の中で実施していくという関係ございまして、24年度から見直し、点検について実施していくということを考えていたところでございます。

そういった内容でございまして、この予算につきましても、24年度からですので、来年度予算に反映していくということで考えております。

以上です。

伊藤委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑、ご意見等はございませんか。

吉成委員 ざっくりでいいですから、どのぐらいになるのか。

伊藤委員長 答弁を求めます。

人見高齢福祉課長 対象者でございますけれども、昨年度の対象者が、77歳は930、2,790万ですかね、3万円ということでございます。それから、88歳につきましては359人でございます。また、100歳を超えている方、28人の方に支給したところでございます。

伊藤委員長 委員の皆さん、その他質疑、ご意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑、ご意見等がないようですので、質疑、ご意見等を終了します。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了します。

採決いたします。

議案第31号 那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正についてを原案どおり可決すべきものとする  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第31号、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 次に、議案第29号 那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

人見高齢福祉課長 （議案第29号について説明。）

伊藤委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑、ご意見等はございませんか。

吉成委員 この緊急医療情報キットについては、平山啓子議員も以前に質問をしておりました。今、課長の説明でいえば、今回の東日本大震災が早期実施になった要因であるというご説明だったわけでありまして、質疑の中でもちょっと出たと思うんですが、対象者を約5,000というような予算だったような気がするんですが、この情報キットについては、いろんな今自治体で既に実施をしているわけですね。極力お金を使わないということであれば、ペットボトルなんかを使って、簡易なものを自分たちでつくって配るという方法もあるわけですね。今回の場合には、これ単純計算でいくと、1個四、五百円のものを使うのかなという感じになるわけですが、それらについて、ちょっと詳しい内容を教えていただきたいということと、もう1点は、ひとり暮らし、そして高齢者世帯に配るという話ですが、じゃ、方法としてはどのような方法で配付をするのか。この2点についてお聞かせください。

伊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

人見高齢福祉課長 最初の件でございますけれども、ペットボトルとそういった形で作ることも可能だというご質問だと思うんですが、こちらにつきましても、私どものほうでも、県内では三つの市町村やっているところあるということなんですけれども、全国的にも相当の数でやって、先例はあるんですけれども、やはり中に入れる標準的な様式の、記載しておく様式とか、あとは玄関とか冷蔵庫とか、置いておく箇所を決めるとか、シールとか、そういったところの統一的なものを考えますと、ほかのものでつくって、場所を明確にするということだと思いますと、ちょっと値段的にも、私どものほうでも400円ちょっとということで見込んでいるところでございますけれども、

もちろん同じような効果があるものであれば、安いものでもできるかなということも考えております。

また、配付につきましては、一応ほかの高齢者福祉事業と同じように、申請に基づきまして配付するというところで考えているところでございます。配付方法につきましては、申請に基づき窓口配付、支所もしくは出張所、本庁ということで考えているところでございます。

以上でございます。

伊藤委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

吉成委員。

吉成委員 そうすると、周知の方法としては、やはり広報を使って、またはホームページ上等ということになるわけですかね。主な周知方法としては、その辺はどうお考えでしょう。相手がやはりお年寄りということもありますので、当然民生委員の方々の協力を得るとか、いろんな方法があると思うんですね。

伊藤委員長 課長。

人見高齢福祉課長 この事業につきましては、私どものところでも配付するということが目的というよりは、まず配付することによって、安全と安心が確保できるということもございまして、当然ながら服薬、薬も変わりますし、主治医さんとかかかりつけのお医者さんも変わります。そういった形で、メンテナンスも必要だということがあるんですけれども、そういったことを考えますと、一つにはやはりメンテナンスしてくれる方ですかね。ですから地域で支え合う形というものができていないと、きちんとしたメンテナンスができないということが考えられるんですけれども、私どものほうでも、民生委員協議会とか、あと地域包括センター、そういった形。そ

れから、自治会長さんとかそういった形で、地域の支え合い体制をつくって、行き来する中で実施していくような体制。そういったものもつくっていかないと、せっかく配っても、使いにくい、そういった形もあるのではないかということで、私どものほうでは、自治会長さんの集まりとか、あらゆる集まり等を通じまして、広報も含めまして、お知らせしていくとともに、そういった団体等を通じまして、地域のつながりというものをもう一度つくっていくのも、事業を通じて進めていかなければならないところではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

伊藤委員長 ほかにございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 今の続きで、ちょっと気をつけておいていただきたいことがあるんですけども、服薬とか主治医情報ですので、この中で、やっぱり民生委員とか地域の支え合いというところ、その配付という部分においては、その辺のところでもいいんですけども、メンテナンスの部分のところだと、民生委員とか地域の支え合いという部分のところだと、本人の相当、服薬には個人のプライバシーに関するもので、そのメンテナンス的な部分のところ、内容の、そこに書き込んでおく支援というのが、もし、家族がいれば家族がしてもらえらるでしょうけれど、家族がいなかった場合は、介護保険を使っているならケアマネが、今抜けていたので、ケアマネにお願いすることと、あと、介護保険を使っていないひとり暮らしのお年寄り、もしあれだったら地域包括ということで、本当に服薬、私も何人も見たんですけども、適切でない服薬も、同じ薬がメーカー違って二つのドクターから出されているというようなものも書いてあって、結構一つとか二つじゃなくて、15とか

っていう薬を服薬しているひとり暮らしの高齢者、結構いますので、その辺のところは本当にいいのかまでやったら、今度は薬剤師とか、何かそういうふうになっていっちゃうほどの内容になっていくと思うので、そこまでは無理かもしれないですけども、でも、できる限り、緊急時に役に立つようなものにしていくことで、その辺もぜひ地域包括とかケアマネの会議のときにご相談をして、どうしたらいいのかということで、役に立つものにつくり上げていていただきたいという、これも要望です。

伊藤委員長 答弁を求めます。

人見課長。

人見高齢福祉課長 ご指摘のとおりでございます。要介護認定を受けている方については、ケアマネージャーさんのほうでもっとしていただきまして、確認していきたいというところでございます。

プライバシーの問題に関していえば、やはりいろいろな段階でいろいろございますので、どの人がどういう形で支援するかということにつきましては、できる範囲、そういったものがございます。そういった形も含めまして、配付するだけではないと。体制をつくっていくということで、私どもも進めていきたいと考えております。

以上でございます。

伊藤委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 質疑、ご意見等がないようですので、質疑、ご意見等を終了します。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了します。

採決いたします。

議案第29号 那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を原案どおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第29号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

〔その他〕

伊藤委員長 次第にはございませんが、高齢福祉課所管から、その他で何かございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 それでは、委員の皆様、その他で。

早乙女委員。

早乙女委員 今回、震災において、ひとり暮らしの高齢者に対する安否確認とかその辺、要援護者支援マニュアルが、思ったよりうまく機能しているかどうかという部分の、その辺の検証がどれだけなされたかという部分のところをお聞きしたいということが一つと、それと、実際にマニュアルが徹底していなくても、介護事業者にとっては、もうすぐに、地震が起きたその日のうちに、事業者さんのヘルパーさんが手分けをして、自分の担当しているひとり暮らしのところの安否確認をしているのに、私たまたま、それは社協のヘルパーだったんですけれども、出くわしまして、そうしたら、社協事業者として担当しているひとり暮らしの高齢者のところは安否確認をして、全部回って、ここで終わりで、安全が確認できましたというふうに道で会って聞いたものですから、社協さんはそういうふうにしてくれていたんですけれども、ほかがどうなっているかなということがちょっと気になったんですけれども、とても高齢福祉課は、避難者の対応だけで、そこまで把握していませんということだったので、すぐにはできなかったんですけれども、事業者によっては、とてもその辺が、マニュアルに従っているんじゃないくて、

事業者の独自の判断で全部できていたと。要援護者マニュアルに従ってという感じよりも、どちらかという事業者の判断で全部行った。あとケアマネさんたちもそうで、ケアマネさんも、私が知っているケアマネさんは、自分でひとり暮らしのところは全部回ったということ、何人かに聞きましたので、実際それが皆さんできていたのかどうかという部分を、どこかで確認をしておいていただいて、もしうまく使えば、地域包括とかケアマネとか、在宅サービスをしている事業者さんとかというのは、それは障害者の場合のサービスを提供しているところも含めてということになると、その辺である程度の、そこら辺につながっていない人を、じゃ、どうするかとかということで、マニュアルの見直しとかいうときに、実際に動かしてどうだったか。動かしていたのか。それとも事業者さんのそういう判断でしたのか。そこら辺のところを検証するためにも、ぜひ一度確認を、気がつくようなそういうところで動いていましたので、実際には、そこら辺をどの程度動いていたのかを確認してください。

というのは、それもみんな要望です。

伊藤委員長 はい。

吉成委員 今回震災に関して、私、自治会長やっているという立場から一言言わせていただくと、自治会によっては、マニュアルをまだつくっていないというところであっても、ある程度把握はされているわけです。それで、うちなんかもそうだし、この前自治会長が集まったときにもそうでしたけれど、幾つかの自治会は既にやっているんですね、自分たちで。起こって2日以内には、全部回りましたというような報告もありましたので、やはりそういった自治会の力というのは、あいつときに本当、発揮されるんだということを改めてわかりましたので、その辺も今後、どういうふう

に本当の意味で生かしていくかということは、私は地域の財産だと思いますので、ぜひとも検討というか、力を出せるような、何か組織づくりじゃないですね。そういったことの生かすようなものを考えていただければなという気はします。

伊藤委員長 人見課長。

人見高齢福祉課長 お答えではないんですけども、申請に当たりましては、私どものほうでも事業所、それからケアマネージャーの皆さん、それから自治会ですね。それから民生委員さん、そういった形で、素晴らしい活動をしていただきまして、できたものと考えているところではございますけれども、そういった検証につきましては、今後やはりしていかなければならないと考えております。

それから、私どもの高齢者の5期計画のお話、ことしつくりますけれども、介護保険法がきのう改正案が成立したところでございますけれども、中身の主要なものとして、私どものほうでは、地域包括の充実ということで考えておりまして、これは地域の中で住んでいるということが主眼だと思っております。

また、私どものほうでいえば、地域で支え合うような体制というのが、やはり5期計画の中に、うまい形で盛り込んでいく形でやっていきまして、こういった事態、震災とか、そういった場合にも対応できるような形が、少しでも近づければいいのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

伊藤委員長 平山委員。

平山委員 今に関連するんですけども、やはり今、課長がおっしゃったとおり、自主防災組織のほうがあちこちつくっています。民生委員さん等いろいろな方がいます。それがどうもばらばらで

やっているんですが、そういった自主防災組織が何かというと、そういうことを含めて、ぜひ高齢福祉課のほうで、高齢者の対応、いろいろ確認しているでしょうから、やはり民生委員とかそれだけじゃなくて、今、吉成委員が言った自治会とか、何か一つの枠組みの、どこがリーダーシップをとってあれするかというのが、どうもあれなので、その辺ぜひひとつ。特にひとり暮らしとか高齢者世帯というのは、民生委員さんを把握は一応しているんですが、自治会との連携が、地域によってはしっかりととれていない。守秘義務みたいなのがとれないとか、そういう問題がありますよね。そんなことを言っていたら、本当にその民生委員さんだけで対応できないんだから、やっぱりその辺を構築してもらうように、ぜひひとつ声を上げてもらいたいですね。連携とってやってください。お願いします。要望です。

伊藤委員長 これは要望ですか。

平山委員 要望です。

伊藤委員長 その他でございませんか、委員の皆様。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 それでは、これで高齢福祉関連の委員会審査を終了いたします。

執行部入れかえのため、暫時休憩をいたします。ご苦労さまでした。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査の前に、保健課の職員の紹介をお願いいたします。

(出席説明員紹介。)

伊藤委員長 ありがとうございます。

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

伊藤委員長 それでは、議案第29号 那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

八木澤課長。

八木澤保健課長（議案第29号について説明。）

伊藤委員長 説明が終わりました。

委員の皆様、質疑、ご意見等はありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 これ予算書のほうの8、9を見ますと、財源が一般財源となっています。実施していただくことについては、皆さんの意見で決まると思うんですが、財源としては、ずっと一般財源なのか。後ほど国県から補助が出るかどうかのあたりについてご説明願います。

伊藤委員長 八木澤課長。

八木澤保健課長 当初は単独でもやろうという考えのもとに計上しましたが、6月、本日に今月になりまして、国を通じて、県のほうからお知らせが来ております。健康支援事業の実施について、旅館とかそういうところに避難されている方等については、県のほうで対応すると。それとか一般的な親戚宅とか、そういったところに避難されている方については、市のほうで市民と同じように対応してくれと。そしてその費用については、交付金のほうで手当てをしますということに通知が来ております。ただ、具体的なところは今後お知らせするという事なんで、具体的なことはわかりませんが、間違いなく交付金でいただけるようにはなると思います。

以上です。

伊藤委員長 ほかに質疑、ご意見等はありませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 今の説明のところ、ちょっと加えてほしいんですけども、要するに旅館とかそういうところに避難している人というのは、最初県が避難者を把握して避難所に入っていたら、そこから今度旅館とかそういうところに移られた方は、その情報からまだ追っていて、県が把握しているということで、そのほかに独自に市内に避難してきてアパートに住んでいるとかという人は、自治会を通じてとかということで把握した人数ということで、そうすると、そのほか、那須塩原市は旅館とかそういうところに避難している人の人数というのは、県が把握していますよね。

八木澤保健課長 そうです。

早乙女委員 県は、雇用促進住宅とか、そこに入っている人も、県も把握していますよね。もともと那須塩原の避難所じゃないところにいた人が入ってきている人もいるので、その辺の県からの情報というのは、市町村には来ているんですか。

伊藤委員長 八木澤課長。

八木澤保健課長 避難者の人数の把握ですけれども、自治会で調査した後、車座談義のほうのメンバー、職員が、それぞれ5月の中で訪問しまして、いわゆる調査票というのを提出してくるということをやっております。そこで、実際に今、総務課のほうで確認したのは、約300名ぐらいが、ちゃんとその書類を市のほうに提出していると。それは当然県、それから被災元の自治体ですね。そちらのほうに当然報告されているということで、私どものほうは、そちらの調査票を配る中で、こういった健診についてのお知らせなんか、一緒にしているわけですけれども、そういうような形で、

市内の方は、職員が歩いて、実際にお渡ししてきたということで確認はされていると思います。

また、それぞれ自治会から上がってきたところに訪問しておりますので、その場の温泉地区についても、ある程度調査をされていると思いますし、また、県のほうでも、そういう方については、旅館とかホテルに避難されている方が県を通じてやっておりますので、そちらをそれで把握されているというふうに思っております。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 ということは、ある程度自治会とか、県とかが把握しているということは、市のほうが把握できている。私たちが予防接種を受けたりするときは、市報とか、該当する子どもたちとかに直接連絡が来るものとか、自治会を通じて集団健診なんかは連絡が来るということで知るわけなんですけれども、これを受けようということに、そこら辺で把握しているので、こういうものが受けれますよというのは、もう既に把握した人にはもうお出ししているという形で、これ予算とっていないから、あれかもしれないけれども、これから出すのか。出したのかというところ、どういうふうにするつもりですか。

伊藤委員長 八木澤課長。

八木澤保健課長 先ほどちょっと説明しましたけれども、車座談義で各地区、15地区あるわけですが、それぞれに自治会から上がってきた資料をもとに訪問しまして、そのときに、私も実際回りましたが、提出していただく書類とあわせて、こういうふうな冊子の「避難者支援制度等のご案内」ということで、6ページに及ぶものですが、こういったものをそれぞれにお渡しして、いろいろの支援が受けられますので、ぜひご活用くださいということでお話ししております、そ

の中に予防接種事業、保健事業、こういったものも、それから国民年金とか、こういったものが私ども関係するものですが、お知らせという形で配りしております。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等はございませんか、委員の皆様。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 質疑、ご意見等がないようですので、質疑、ご意見等を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 討論がないようなので、討論を終了します。

採決いたします。

議案第29号 那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 議案第29号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

〔その他〕

伊藤委員長 次第にはございませんが、保健課からその他で何かございませんか。

課長。

八木澤保健課長 特にございません。

伊藤委員長 委員の皆様、その他で何かございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 先ほどの、市内に滞在している避難者に対して、予防接種とかそういう、がん検とか、そこら辺とか年金をこういうふうにとかというものもお知らせもしているという部分のところ、そういう部分をきちっとやっていただいていると

いうことは、すごく安心しているんですけども、一つ、この間那須町のほうで、旅館に避難している人たちが、今まで避難所にいるならば、割と情報が皆さんで共有していたりなんかするんですけども、個に近い状態になっちゃっているときに、すごく不安だというのが、何か那須町で開いたお茶会等、食事を一緒につくって食べるという会を、県のボランティア組織の ネットがやったときに、そこに来ていた人が、やっぱり旅館とかで1人の部屋になっちゃって、すごく不安。精神的な不安とか、行政がやってくれる以外の部分の心配ごととかというところに、行政ではない支援をするというのが、住民なりボランティアなりが必要があるんじゃないかと感じたんだということの連絡が来て、ぜひそういう人たちに寄り添う市民とか、寄り添うボランティアがいるんだよというものをお知らせして、それで要するに、ある意味メンタルのケア的な部分にもなると思うので、だけれども、それをやりたいんだけど、その人たちがどこにいて、どこにするのが、県は一切情報は出してくれないしということなので、直接行かなくても、そういうところがあるんだよというものを知らせる手段がないかと。そういうボランティアとか、そういう市民が何かときは寄り添いますよというのを知らせる、行政だけが担うものじゃない部分をする必要があると思った市民というか、県民とかがいて、そういう問い合わせがあったものですから、そうすると、この車座談義のメンバーとか、そこら辺の人につなげば、もしかすると被災者にそういうことで支援をする人がいるよというのがつながる、逆に、いきますかね。

伊藤委員長 八木澤部長。

八木澤保健課長 ただいまの件ですけども、私どもの資料はもらいましたけれども、そちら訪問

しまして、総務課のほうに本部というか、総務課のほうにお返ししてしまったんで、私どものほうでは、車座談義のほうではわからないと思います。ただ、資料はすべて総務課のほうにあると思います。

以上です。

伊藤委員長 早乙女委員。

早乙女委員 じゃ、総務課にちょっとその辺は話して、別にその情報を出してくれじゃなくて、こういう団体があるので、総務のほうからお手紙を出してくれるとかということで、それに必要とするかしないかは、もう避難している人たちの自由ですけども、すごく、那須町は割と旅館にいる人が多いので、集めやすかったというので、わかりました。

じゃ、その辺のところちょっと、総務のほうに話を持っていってみます。

伊藤委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

伊藤委員長 それでは、これで保健課の委員会審査を終了いたします。

ここで執行部入れかえのため、10分間休憩をいたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時08分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民課の皆様がおいでになりました。

付託案件がございませんので、職員の紹介をお願いいたします。

(出席説明員紹介。)

伊藤委員長 ありがとうございます。

〔その他〕

伊藤委員長 次第にはございませんが、市民課からその他で何かございませんか。

高久市民課長 それでは、委員会の構成が変わりましたので、私のほうからひとつ、ご報告のほうをさせていただきたいんですが、平成21年の7月に、第171国会におきまして、住民基本台帳法の一部を改正する法案が通っておりまして、この形の中で、3年間の中で新しい制度のほうに移行すると。内容につきましては、現在日本人については、昭和42年から44年の歴史があるんですが、住民基本台帳法というふうなものの中で登録がされているんですが、そのほかに外国人の方については、外国人登録法ということで、外国人登録原票をもとに住民の方を登録しているんですが、この制度を24年の7月の15日までに、一つの住民基本台帳の中に、外国人も日本人も合わせて住民登録を行うという形のもので公布されておりまして、この後、来年の7月までにはこの制度がスタートするわけなんです。それに伴いまして、当然その制度発足に伴って、住民基本台帳のシステムの改良であったり、あとは今管理されている住民票の基本台帳のほかに、外国人登録原票を日本人のほうの住民登録とあわせて登録をするというふうな、移行事務関係が入ってくるんですが、こんな関係で、この事業に伴う補正を当然計上していかなきゃならないんですが、まだ詳細が出ていない関係で、どのような形になるか。また、住民基本台帳のスタイル関係も、住民票の中のスタイル関係もまだ決まっていないということで、とりあえずまだ予算の計上をしていないところなんです。この後も、期間的には来年の7月までに実施するというふうな形になっているものですから、この後詳細が決まり次第、皆さんのほうにご相談をさせていただいて計上していきたいと思っております。

す。よろしく願いいたします。

伊藤委員長 委員の皆様、その他で何かございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 今回の震災というよりも、福島原発の事故によって、大分外国人の方が自分の母国に帰られたという方がいる。一時的に帰ってすぐに戻ってきたという方もいらっしゃるんですけども、もう帰られちゃったということで、その辺の変動というのは、どのぐらいがどのぐらいになったとか。

伊藤委員長 高久課長。

高久市民課長 3月末現在、これは月ごとに集計しているんですが、その時点では2,200名の方が登録されておりました。それが4月末ですから、当然震災後ということで、ですから前月の3月11日以降に国外に転出というか帰られた方、大体100名ぐらい。ですから、4月末現在で2,100名ぐらいになった。それが5月の末現在、これは最新の情報なんです。50人ぐらいまた戻ってきて、現在2,150まで行っていないんですが、2,148名の方が外国人登録されております。

伊藤委員長 その他何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、市民課を終了いたします。

保健福祉部全体で何かその他でございませんか。

長山部長。

長山保健福祉部長 今、各課よりいろいろ申し上げました。また委員の皆様からも貴重なご意見、幾つか賜りましたので、その辺のところも十分勘案しながら、これからも事務の遂行に当たりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

伊藤委員長 それでは、保健福祉部を終了いたします。

執行部退室のため、暫時休憩といたします。  
ご苦労さまでした。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 15 分

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、教育委員会事務局教育部の皆さんがお見えになりましたので、初めに、平山教育部長からごあいさつをいただきたいと思います。

平山教育部長 (挨拶。)

(出席説明員紹介。)

伊藤委員長 ありがとうございます。

[その他]

伊藤委員長 次第にはございませんが、教育総務課からその他で何かございませんか。

平山教育部長 教育部としては特にございません。

伊藤委員長 委員の皆様、その他で何かございませんか。

早乙女委員。

早乙女委員 先ほど子ども課のときにも話したんですけれども、学校のプールの使用に関して、一般質問の中の答弁のところ、自治医大のRIセンターの菊地透主任の、水道水に含まれる放射性物質が国の基準以下だとか、プールの水の使用は問題ないとかということで、「下野新聞」なんかも、各教育委員会の方針なんかも出ていたんですけれども、この菊地管理主任という人は、健康への被害の部分のところ、100msV/y以下については、放射線が蓄積することはないという論調の方で、先ほども私、閾値、要するに急性被害があるというもの以外の、要するに低レベルの、健康被害はないということに基づいている人にゆだねた判断だということで、プールについてもです

けれども、判断をする部分のところを十分に、閾値以下なんて安全だという考え方は、もう国際的には閾値以下でも影響はあるんだというのが、国際レベルの認識になっているので、その認識のない方に判断を仰いでいるということの認識をしていただいて、独自に自分たちで、もう少し子どもたちの安全を考えるとということをしていただきたいというふうに思うことが一つと、あと、1  $\mu\text{Sv/h}$ を超えたところの学校の表土の除去について、県知事は国に、福島と同じような対応をするようにということで要望しているということなんですけれども、いつまでも国が同じようにすると言わないでいる間にも、汚染の土壌はそのままありますので、どうするかと。お金を求めているというしか、県知事が動いているのが、私は思えないので、そうじゃなくて、1  $\mu\text{Sv/h}$ 以上のものは除去するんだということで、明確に県が打ち出さないならば、市は打ち出して、いつまでにやる。それで、そのためには除去した土壌をどうしなきゃならないかということを中心に考えると、それぞれ市独自に、県が言っていないから、国が福島と同じようにしないからということじゃなくて、もう独自に。私立の保育園なんかは、やっぱりあけぼのさんの、この間発表になってから見たら、明らかにもうこれは除去しているねといったら、新聞なんかでも、半分以上になるということで、明らかに。それとあわせて、除去しないところでも、0.9とか、1  $\mu\text{Sv/h}$ 以下であっても、0.9とかというのは、測定器によって下がっただけですので、あれは。土壤汚染の状況は変わっていないと思うので、そうなると、ミニホットスポットが雨どいの下とか、校庭の端とかには結構ありますので、微妙な値のところをどうするのかということも検討をしていただきたい。高い放射線量を今回配付するわけですから、校庭

のど真ん中は低かったとしても、周りの高いところをどうするかとか、極端に高いところ、保育園なんかだって、20とか、雨どいの下とかって、相当高いところが実際にありますし、我が家に至っては93  $\mu\text{sv/h}$ でしたから、福島より高かったです。そういうところが出てしまうので、部分的にでも除去すれば、相当違うということもあると思うので、校庭全部しなくても、そこら辺の対策をぜひ考えて。そのかわり、高いところがあるからということだけがひとり歩きすると、除去して、それが今度はどこかに不法投棄がされるということがあるので、ぜひ、一時保管だと思えますので、一時保管をどういうふうにしたらいいかということ、ぜひ考えて、それをちゃんと示して、そしてはかって除去するという手順でやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

伊藤委員長 要望ですか。

早乙女委員 要望です。だから答えられなくても、別に、考えてくださいと言っただけだからいいです。今答えるといったら、悲惨になるかもしれないですから。

平山教育部長 答えてもいいですけども、要望ですので、答えませんので。

伊藤委員長 そのほか何かございませんか。

副委員長。

櫻田委員 最後にお聞きしたいんですが、節電対策による市内のナイターの設備ですとか、公民館とかそういったところの、生徒じゃなくて学生が使う施設の使用状況は、今後どのようになるか、お伺いします。

生徒じゃなくて、例えば公民館の施設だったら……。

伊藤委員長 一般市民。

櫻井委員 はい。

伊藤委員長 平山部長。

平山教育部長 体育施設の、特にナイター照明ですとか、体育館のナイター照明もあるんですが、それから、学校開放の関係。それから、公民館の施設もあるんですけども、それらの節電につきましては、公民館の場合、日中の節電というのは、今までもやっているんですが、今まで以上にやってもらおうということで、それは徹底してもらおうと、夜7時以降の利用制限の関係で、体育施設も同じなんですが、5分割しまして、いわゆる5週間に1週間ずつ休むと。体育施設とナイター、公民館もですね。要するにAという公民館が、1週目は休みますよと。Bという公民館、2週目休みますよということで、5週に1週間ずつ休む。結果的には20%削減という、それだけになるということなんですが、公民館の場合、日曜の問題もありますから、トータル的に20%になるかというのは、ちょっとあれですが、トータルでも20%削減を目標にしてくれということではお願いをしているというような状況で もう周知はしたんですよ しております。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今回の東電の15%の依頼というのは、議会のときにもちょっと話したんですが、ピークに対して需要、供給のバランスについての話だと私は理解しているんですよ。ですから、発電力が、原発がいくつか壊れて、夏の一番暑い1時、2時ごろに対して、供給が間に合わないということに対して、どういう対応をとるかという考え方と、とにかく全体的に節電をしようという考え方と二つある。

夜間のものについては、全員が、従来どおり使っている、供給がショートするということになれば、割と市民重視になっても私はよろしいんではないかなというふうに思っているんですけど

ども、そのピーク時のカットの仕方だけきちんと、環境部長にも実際そういう気持ちで質問入れたんですけれども、そこできちんとできているかどうか。そこでやり過ぎて、高齢者のぐあいが悪くなるとか、職員がぐあい悪くなるとか、市民サービスがまずくなるかという問題を一番大事にしているんですけれども、そこのところだけ、どういうふうに考えているか。夜はどの程度考えているか。昼の対応、どう考えているのかというあたり。よろしいですか。

伊藤委員長 平山部長。

平山教育部長 今言われたように、昨年でいくと、大体12時から午後3時ぐらいまでがピークで6,000Kwと言われているんですね、大体。大体6,000kwぐらいの需要が生じている。ことしは今のところ5,200とか300とか、ちょっと関西電力からの融通が来ないとか、いろいろあるので、何kwになるかわかりませんが、そういったものやると、15%ぐらい削減しないと間に合わない。需要と供給のバランスがとれないということだと思うんですね。

昼間だけ節電すれば、確かに供給と需要とのあはれはとれる形だと思うんですが、一方では、一般家庭に15%削減をしてくれということをお願いしていますので、そこで例えばナイター照明をこうと毎日使っていると。何だ、これはというのが市民感情としてはあると思いますので、そういったものも含めまして、ナイター設備関係も5分割して、輪番制でやめていくというような対応をしているということでございます。

あとは、夕方の5時ぐらいから8時近くまでが、かなりまたピークが来るらしいんですね。一般家庭で炊飯器を使ったりとか、帰ってからエアコンかけるとか。そういったことも考えると、7時からナイター照明って、大体。9月は9時半くら

いからいると思いますから、そこるときも押さえておかなきゃならないというのがありますので、5分割の輪番制でやっているというようなことです。

伊藤委員長 その他委員の皆様、何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

伊藤委員長 それでは、教育部の皆様、お疲れさまでした。

執行部入れかえのために暫時休憩をいたします。ご苦労さまでした。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

その他

伊藤委員長 それでは、本日委員会日程を終了し、今定例会における委員会議事日程はすべて終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願い申し上げます。

また、討論通告の締め切りは17日午後5時になっていますので、遺漏なきようお願いいたします。事務局から報告があります。

事務局。

稲見議事課長補佐 皆様のお手元に配付させていただきましたのは、金沢小学校のPTA会長さん、それから副会長さん2名、それから校長先生がお

見えになりまして、6月の8日に文書をお預かりしたものでございます。

これは既に陳情、請願と同様に要望書も受け付けるということになっておるんですけども、もう会期中に入ってしまったものですから、議会運営委員会、すべて終わっておりますので、残念ながら今回の会期にはかかりませんでした。

内容をちょっとごらんいただきたいのですけれども、最後のところで、「国や県が行わないなら」というふうに書いてございまして、その後、最後に、「1日でも早く行ってください」という文書になっています。これについてちょっとお伺いしたところ、市長や教育長に文書を出していただいたので、全く同じ文面で、あて先だけ変えて持ってきたんだということでございました。

このところ、議会というのは執行部と違って行政権を持っていませんので、予算を持っていないから、自分らでやるということができないんですよという話をさせていただきました。この件は9月にかかるとしても、その間に、何かこの願意が達成されるようなことが市のほうで行われたということになれば、この文書そのものが、もう願意が達成されてしまいましたので、審議不要ということになりまして、自然に議長預かりということになってしまいますよというお話をいたしました。もしその間に何も達成されていないようなことでしたら、この後私どもで文章のほうを、ちょっと再提出いただきまして、議会に対する要望という形で合うような文章として、ちょっと打ち合わせをさせていただいて、もう一度ご提出願おうかなというふうに考えております。ということで、ご報告でございます。

もう1件、市の市P連の会長さんの大木さんが、やはり同様の文章を持ってこられました。その方は、偶然にも市の職員だったものですから、文書

も同じように、何かやってくれという文書だったものですから、同じようなお話をさせていただいて、悪いけどこれじゃ文書が通じない。議会に対する文章ではないので、悪いけどちょっと直してくれないですかという話をしまして、それは後ほどまた文章のほうをつくり直して持ってきていただくということになっております。

以上でございます。

伊藤委員長 今、事務局のほうから報告がありました。

委員の皆さん、その件に関して何かございますか。

鈴木委員。

鈴木委員 今の事務局からの説明において、市長ないし局長の現在においての方向性というものは、何か私たちに話していいような内容は何もございませんか。

稲見議事課長補佐 ございません。

#### 閉会の宣告

伊藤委員長 それでは、これをもちまして、福祉教育常任委員会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

閉会 午前11時40分